

きょうと福祉倶楽部だより

2024年 第1号

2024年の幕開け

きょうと福祉倶楽部と繋がる皆様方に新年のご挨拶



2024年が始まりました。

皆様方には旧年中は大変お世話になりました。

今年もわたしたちは「人権を守る福祉実践」に微力ながらとりくむ所存です。

今年も更によりよき実践を続けるために、ぜひ皆様方のご指導、ご鞭撻をお願いいたします。

さて、2024年は新年早々に能登半島を中心とした大震災がありました。

そしていまも被災した多くの方々が苦難の生活を続けていらっしゃいます。

被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

わたしたちも早速日赤を通じてわずかではありますが現地への支援をさせていただきました。しかし、能登の皆さんがこの災禍から脱するにはこれから何年もかかることと思います。能登で起きた出来事は決して他人事ではありません。

いつわたしたちの身にも降りかかるか分かりません。

今回の震災でも原発の「軽微」な損傷があったとされています。石川県、福井県は京都と隣接しています。もしも震災で原発からの放射能汚染が起きたらたちまち京都も被災地に変わります。京都で直下型地震が起きたら隣県にも被害が及ぶでしょうし、原発と壊れたライフラインがどのように私たちの生活を襲うのか想像するだけで震えます。

故郷を追われた福島悲劇すら私たちの身にも降りかかるかもしれないと考えると新年の幕開けを素直に喜べません。

人権が災害と政治に押しつぶされないように、きょうと福祉倶楽部は様々な提案と行動を今後も続けていきたいと思っています。

まずは乙訓の自治体が私たち地域で介護や福祉を支える事業者と災害時の課題を共有する事を求めていると思っています。

なにはともあれ、皆様の平和な生活が今年も続きますように心からお祈りいたします。そして震災被災者の皆様にも1日も早く平穏な日々が訪れることをお祈りして新年のご挨拶に代えさせていただきます。

きょうと福祉倶楽部
スタッフ一同

京都第一法律事務所の渡辺弁護士から障がい者支援の現場の事件についてご紹介いただきました。

障がいがある人の権利を守るために
病院内の車いす転倒死亡事故で和解が成立



京都第一法律事務所
弁護士 渡辺 輝人

概要

この度、桜花会醍醐病院の入院患者だったAさんが車いすの転倒事故で死亡した事故についてご遺族が病院を訴えていた訴訟で、病院側が過失を認めて謝罪し、慰謝料を支払う和解が成立しました。

事故は、集団作業療法に参加するためにAさんが車いすで「作業療法室」に着いたとき、その中にあり壁で区切られた「訓練室Ⅰ」の入り口で、先に訓練室Ⅰに入室していた他の患者BさんがAさんの車いすを作業療法室全体より高い訓練室Ⅰ内に引き上げようとして、後ろ向きに転倒させてしまったものです。Bさんは物事を理解する力が万全ではない方でした。

病院側は「患者同士で起きた事故であり、病院の責任はない」という立場を取り、Bさんが予測不能な行動によって事故を引き起こしたように説明しました。それを受けて、病院の責任を明らかにするため、2019年にやむなく提訴しました。

「病院が管理すべき時間帯」と指摘
裁判所からの和解勧告で全面的に責任を認めた病院

訴訟提起後の4年間の審理で、主に次の6つの点を解明しました。

裏面につづく...